

モニタリング結果報告書

平成19年8月

モニタリングの対象となる施策目標	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること
------------------	--

1. 政策体系上の位置付け

基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	6	安定した労使関係等の形成を促進すること
施策目標	6-1	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること
個別目標	1	集团的労使関係法制の普及啓発を図ること
		(主な事務事業) ・国際労働関係事業
個別目標	2	不当労働行為事件を迅速かつ的確に解決・処理すること
		(主な事務事業) ・不当労働行為事件の審査
個別目標	3	労使紛争を早期かつ適切に解決すること
		(主な事務事業) ・労働争議のあっせん、調停及び仲裁
施策の概要（目的・根拠法令等） 1 目的等 労使関係が将来にわたり安定的に推移することを目的として、労働組合法、労働関係調整法等、我が国の集团的労使関係法制の普及啓発等を図るとともに、中央労働委員会において、労働組合法、労働関係調整法等に基づき、労働者の団結権等の保護、集团的労使紛争の解決を図るため、不当労働行為の審査並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁を実施している。 2 根拠法令等 ○労働組合法（昭和24年法律第174号） ○労働関係調整法（昭和21年法律第25号）		
主管部局・課室	政策統括官付労政担当参事官室 中央労働委員会事務局総務課	
関係部局・課室	中央労働委員会事務局審査課、第一部会担当審査総括室、第二部会担当審査総括室、第三部会担当審査総括室、調整第一課、調整第二課及び調整第三課	

2. 施策目標に関する指標

施策目標に係る指標 （達成水準／達成時期）						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持さ	-	-	-	-	-

れている」と認識している労働組合の割合（単位：％） （５０％以上／平成１９年度）					
<p>（調査名・資料出所、備考）</p> <ul style="list-style-type: none">・指標１は、大臣官房統計情報部雇用賃金福祉統計課の「平成１９年団体交渉と労働争議に関する実態調査」による。・なお、本調査は、本年７月に調査予定であり、平成２０年６月に調査結果の概況が公表される予定である。					

3. 個別目標に係る指標等

個別目標1 集团的労使関係法制の普及啓発を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準／達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	国内外労使関係法制の普及啓発の基礎とするための労使関係法制情報の収集先の国・地域数 (単位：%) (世界の国・地域数の70%以上／平成23年度)	42.2	46.1	54.4	59.4	66.1
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、政策統括官(労働担当)付労政担当参事官室の調べによる。 ・備考：世界の国・地域数は、国際労働機関(ILO)加盟国である。 						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：国際労働関係交流事業						
平成18年度：549百万円(補助割合：[国1/1][/][/])						
予 算 額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要： 発展途上国を中心とした使用者団体及び労働組合の関係者を対象に、以下の事業を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・多国籍企業労働関係者の招聘 ・労働関係指導者の招聘 ・現地セミナーの開催 ・フォローアップセミナー 						

個別目標2 不当労働行為事件を迅速かつ的確に解決・処理すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標						
(達成水準／達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	申立てから1年6か月以上係属している事件数(単位:件) (平成16年末(205件)から半減/平成19年末)	—	—	—	164	105
2	新規申立事件の終結までの日数(単位:%) (1年6か月以内/—)	—	—	—	—	60.4
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、中央労働委員会の「労働委員会年報」(平成18年については中央労働委員会ホームページ)による。 ・備考: 1 中央労働委員会では、改正労働組合法(平成17年1月1日施行)第27条の18に規定する審査の期間の目標を、要旨、次のとおり決定している。 ① 申立てから1年6か月以上係属している事件数を平成19年末までに半減させる。 ② 新規申立事件は、1年6か月以内に終結させる。 2 指標1の数値は、「申立てから1年6か月以上係属している事件数(各年12月31日現在)」である。 3 指標2の数値は、「平成17年1月1日以降の新規申立事件であって、平成18年12月31日までに申立てから1年6か月を経過した事件(A)のうち、1年6か月以内で終結したもの(B)の割合(B/A)」である。 4 指標1及び指標2は、上記1の審査の期間の目標に基づくものであり、平成16年又は平成17年以前については算定していない。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 不当労働行為事件の審査						
平成18年度 45百万円(補助割合:[国 /][/][/])						
予 算 額 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要: 労働組合や労働者は、不当労働行為(労働組合員であることを理由とする不利益取扱い等。労働組合法第7条参照)を受けた場合には、都道府県労働委員会を初審、中央労働委員会を再審として救済申立てを行うことができる。労働委員会においては、当事者からの申し出に基づき事件を迅速かつ的確に審査し、命令・決定や取下げ・和解により終結を図る。						

個別目標3 労使紛争を早期かつ適切に解決すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標						
(達成水準／達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	調整事件の終結までの日数（取下げ事件等を除く）（単位：％） （2か月以内（自主交渉による中断がある事件は3か月以内）／－）	81.5	100.0	83.3	83.3	83.3
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、中央労働委員会事務局の調べによる。 ・備考：当該年度に終結した事件（取下げ事件等を除く）(A)のうち、申請から2か月以内（自主交渉による中断がある事件は3か月以内）に終結したもの(B)の割合(B/A)である。 						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：労働争議のあっせん、調停及び仲裁						
平成18年度 7百万円（補助割合：[国 /][/][/]）						
予 算 額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）						
実 施 主 体：本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）						
概要： 中央労働委員会が労働争議（労働関係の当事者間において、労働関係に関する主張が一致しないで、そのために争議行為が発生している状態又は発生するおそれがある状態。労働関係調整法第6条及び第7条参照）のあっせん、調停及び仲裁を行うことにより、労働関係の公正な調整を図り、労働争議を予防し又はそれを解決する。						